

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	中部電力ミライズ株式会社				
所在地	愛知県名古屋市東区東新町1番地				
入札参加停止の期間	令和5年5月31日 から 令和5年11月30日まで（6か月）				
事実概要	対象会社は中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して小売供給を行う電気について独占禁止法に違反する行為があったため、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。				
理由	入札参加停止措置要領別表第2第5号に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。				
備考	【入札参加停止措置要領別表第2第5号】 <table border="1"><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）</td><td>4か月以上 18か月以内</td></tr></table>		独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	4か月以上 18か月以内
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	4か月以上 18か月以内			